

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

総務部財政局税務課

項 目	内 容	備 考													
<p>1 改正の趣旨 ・必要性等</p>	<p>山村振興法の改正に鑑み、産業振興施策促進区域における不動産取得税及び道固定資産税の課税の特例措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行う。</p> <hr/> <p>【必要性・背景】</p> <p>山村振興法（昭和40年法律第64号）の一部改正（平成27年3月31日公布、同年4月1日施行）により、山村振興計画に産業振興施策の促進に関する事項を記載できることとされ、当該事項を記載した市町村で事業を行う者に対する課税の特例措置に係る減収補填措置の要件が緩和された。</p> <p>今般、当該事項を記載した山村振興計画を市町村が策定したことを踏まえ、当該事業者が一定の事業の用に供する施設等に対する不動産取得税等について、課税の特例措置を講ずる。</p>														
<p>2 改正の内容</p>	<p>(1) 産業振興施策促進区域内において、山村振興法に規定する山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備等に対して課する不動産取得税又は道固定資産税について、課税の特例措置を講ずることとする。</p> <table border="1" data-bbox="371 1319 1278 1565"> <thead> <tr> <th colspan="2">税目（対象年度）</th> <th>不均一課税の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">不動産取得税</td> <td>10分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">道固定資産税</td> <td>第1年度</td> <td>10分の1</td> </tr> <tr> <td>第2年度</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>第3年度</td> <td>4分の3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 元号の表示の規定の整備を行う。</p>	税目（対象年度）		不均一課税の割合	不動産取得税		10分の1	道固定資産税	第1年度	10分の1	第2年度	2分の1	第3年度	4分の3	<p>第26条の2 第26条の3 第26条の4 (新)</p>
税目（対象年度）		不均一課税の割合													
不動産取得税		10分の1													
道固定資産税	第1年度	10分の1													
	第2年度	2分の1													
	第3年度	4分の3													
<p>3 施行期日</p>	<p>公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>														